

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月26日
【会社名】	株式会社コネクホールディングス
【英訳名】	Connect Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀口 利美
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目7番29号
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	株式会社コネクテクノロジーズ 取締役最高財務責任者（CFO）兼経営管理統括本部長 長倉 統己
【最寄りの連絡場所】	株式会社コネクテクノロジーズ 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号
【電話番号】	株式会社コネクテクノロジーズ 03 - 5332 - 6110
【事務連絡者氏名】	株式会社コネクテクノロジーズ 取締役最高財務責任者（CFO）兼経営管理統括本部長 長倉 統己
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）（注1）
【届出の対象とした募集金額】	190,000,000円（注2）
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

- (注) 1. 本届出書の対象となる新株予約権は、本株式移転に際し、新株予約権付社債に関する株式会社コネクテクノロジーズの新株予約権者に対して株式会社コネクテクノロジーズの新株予約権の代わりに、新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付するものです。なお、株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。また、株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債については、株式会社コネクテクノロジーズが社債権者に対し負担する社債の債務を、株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債として承継いたします。
2. 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす額を合算した額です。なお、届出の対象とした募集金額は、本株式移転にかかる株式移転計画に基づき、本株式移転の効力発生日までに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使があった場合、当該募集金額から新株予約権付社債に付された新株予約権の行使にかかる社債の金額が減額されます。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月26日開催の㈱コネクトテクノロジーズの第11期定時株主総会において、株式移転による完全親会社設立の件が承認されたことに伴い平成22年11月10日に提出いたしました有価証券届出書及び平成22年11月24日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成（公開買付け）の目的等

1 株式移転の背景及び目的

(1) 背景及び目的

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

(4) 持株会社体制への移行手順

2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成（公開買付け）に係る契約

1 株式移転計画の内容の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

(2) 議決権の行使の方法について

2 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

3 組織再編成対象会社の新株予約権付社債に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

7 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）

2 第11期定時株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 株式について

(2) 新株予約権について

(3) 新株予約権付社債について

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

3 対処すべき課題

4 事業等のリスク

(1) 技術・サービスの変化について

~

(12) 継続企業の前提に関する事項の注記について

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

(2) 連結会社の状況

2 主要な設備の状況

(2) 連結会社の状況

3 設備の新設、除却等の計画

(2) 連結会社の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

5 役員の状況

第5 経理の状況

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

訂正報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(訂正前)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

(1) 募集の条件

銘柄	株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（注）1
記名・無記名の別	新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金190,000,000円
各社債の金額（円）	金5,000,000円
発行価額の総額（円）	金190,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
利率（％）	年率4.6％
利払日	平成23年3月24日及び平成23年9月22日
利息支払の方法	<p>(1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の発行日である平成23年3月1日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成23年3月24日を第1回の利息支払期日として「利率（％）」欄の利率から算出される年額の半分を支払い、満期償還日を満期利息支払期日として「利率（％）」欄の利率から算出される年額の半分を支払う。なお、当社は「株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」についての社債に係る負債を継承することから当該社債の発行日である平成22年9月24日の翌日から平成23年3月1日までに発生した経過利息についての負債も併せて承継する。</p> <p>(2) 第1回利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息を付さない。また、第1回利息支払期日後に行使の効力が発生した本社債については、第1回利息支払期日後は利息を付さない。</p> <p>(3) 第1回利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、利息を付さない。また、第1回利息支払期日後に繰上償還又は買入消却される本社債については、第1回利息支払期日後は利息を付さない。</p> <p>(4) 償還された本社債については、償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 利息支払期日が銀行休業日に該当する場合は、支払いをその前銀行営業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。）に繰上げる。</p> <p>(6) 利息の支払場所 株式会社コネクホールディングス 経営管理統括部 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号</p>
償還期限	平成23年9月22日
償還の方法	<p>(1) 本社債は、平成23年9月22日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>

	<p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の割当日である平成23年3月1日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日である平成23年3月1日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(5) 本項に定める償還又は買入すべき日が銀行休業日(銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(6) 「利息支払の方法」欄第(1)号に定める第1回利息支払期日(当日含む)までに繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。また、第1回利息支払期日後に繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、以下のように割当てる(注)3</p> <p>Brillance Hedge Fund 95,000,000円(19個)</p> <p>Brillance Multi Strategy Fund 95,000,000円(19個)</p>
申込証拠金(円)	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません(注)2
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません(注)2
振替機関	該当事項はありません
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません
取得格付	取得していない。

(中略)

(注)5. 新株予約権は、平成22年10月21日に開催された(株)コネクテクノロジーズの取締役会決議(株式移転計画の承認および第11期定時株主総会への付議)および平成22年11月26日開催予定の株式会社コネクテクノロジーズ第11期定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」という。)に伴い発行する予定です。

6. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

7. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が「利息支払の方法」欄及び「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 当社が（新株予約権付社債に関する事項）の「新株予約権の行使時の払込金額」欄又は「担保」欄の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が500万円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の利用申請を行ったとき。
- (8) 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申し立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
- (9) 当社の意図によらず又は意向に反して、当社普通株式の取引所における上場廃止が決定されたとき。

8. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に変えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。</p> <p>2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。 <転換価額の修正> 転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される（毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される）。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を35円とする。</p> <p>3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額： 当初転換価額 株式会社コネクトテクノロジーズ普通株式の株式会社東京証券取引所上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額（1円未満切捨て） 上限転換価額 138円 下限転換価額 35円 （いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。）</p> <p>4. 割当株式数の上限、下限： 上限 5,428,566株 下限 1,376,778株 （「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）</p> <p>5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。 当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。 当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式。なお、1単元は100株。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項の転換価額（ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、株式会社コネクテクノロジーズ普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額とする(1円未満切捨て、以下「当初転換価額」という。)ただし、本項2項及び第3項の規定に従って修正又は調整されるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

2. 転換価額の修正

本新株予約権の割当日である平成23年3月1日以降の毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む、以下同じ。)のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な転換価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が35円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が138円(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

3. 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本号第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き、本項第(2)号に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限転換価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金190,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から平成23年9月21日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社コネクホールディングス 経営管理統括部 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 設置しない。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p> <p>4 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に上記、新株予約権の行使請求受付場所に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。</p>

新株予約権の行使の条件	1 各社債に係る新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2 各社債に係る新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（中略）

- （注）6．本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社の間で締結する予定の取決めの内容
当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された㈱コネクテクノロジーズの取締役会決議（株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議）及び平成22年11月26日開催予定の㈱コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容（以下「買受契約」といいます。）には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権（但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く）又は新株予約権付社債（MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定（主要なもののみ記載）を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券（以下、「提案証券」という。）の発行又は売出又は交換についての書面の通知（以下、「本提案書」という。）を交付するものとする。
- ・提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日（東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ）を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券（この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当予定先が購入を選択する金額を記載する）を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない（いずれの場合でも、これを「応諾通知」という）。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される）を超えないときは除外する。

（中略）

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

1. 株式移転の背景及び目的

(1) 背景及び目的

（中略）

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

持株会社体制への移行は、傘下となる事業会社に対する権限委譲と業績に対する結果責任の明確化による意識改革に加え、後記(2)持株会社体制移行検討に当たって特に重視した点にありますように、現行体制において意思決定スピードの遅れから生じていた機会損失をなくし、それを確実に収益機会とすることにより、収益を向上させることができると考えております。よって、一定のコストを要するものの、要したコストを早期に吸収・回収した上で更なる企業価値向上が期待できると考えております。なお、持株会社体制の移行にかかる費用は(4)持株会社体制への移行手順におけるSTEP までの費用として約7百万円を見込んでおり、当該費用は、今後の事業収益により回収する予定です。

(株)コネクテクノロジーズは、平成22年11月26日に開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日（効力発生日）として株式移転により完全親会社となる持株会社を設立することといたしました。同時に(株)コネクテクノロジーズは、新設される持株会社の完全子会社となり、(株)コネクテクノロジーズ株式は上場廃止となります。併せて新設される持株会社は、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請します。

従って新設される持株会社が新規上場を申請することにより、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

（中略）

(4) 持株会社体制への移行手順

(株)コネクテクノロジーズは、以下の方法により持株会社体制への移行を実施します。

〔STEP 〕株式移転による持株会社設立

平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会での承認を前提に、平成23年3月1日を期日として株式移転方式により純粋持株会社「株式会社コネクホールディングス」を設立し、(株)コネクテクノロジーズは持株会社の完全子会社となります。また、純粋持株会社設立後において4つの基幹事業を再編し、うちシステムソリューション事業とサービス事業の2つを事業軸とするとともに、新たにエンターテインメント事業を事業軸の1つに加え、合計3つの事業軸をもとに展開します。なお、プロダクツ事業とコンサルティング事業はサービス事業として組み入れ統合のうえ、集約します。

（中略）

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社コネクトホールディングス Connect Holdings Corp.		
(2) 事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務		
(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿七丁目7番29号		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役社長	堀口利美	現(株)コネクトテクノロジーズ 代表取締役会長兼CEO
	取締役	長倉統己	現(株)コネクトテクノロジーズ 執行役員CFO兼経営管理統括本部長
	取締役	赤尾泰明	(株)ピタースウィートミュージック 代表取締役社長
	取締役(社外)	阿部純丈	(株)イベリカホールディングス 代表取締役社長
	監査役(社外)	大森勲	現(株)コネクトテクノロジーズ 仮監査役
	監査役(社外)	水品靖芳	現(株)コネクトテクノロジーズ 仮監査役
	監査役(社外)	大松澤清隆	現(株)コネクトテクノロジーズ 監査役(社外)
(5) 資本金	10,000,000円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	8月31日		

(注) 社外監査役大森勲氏、水品靖芳氏の両名は、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーズにおいて平成22年8月31日付で(株)コネクトテクノロジーズの社外監査役 長野祐三氏ならびに深堀恵三氏が辞任し、監査役の法定員数3名以上を欠くこととなったため、同社が東京地方裁判所に仮監査役選任の申立てに伴い、平成22年10月1日付で同裁判所より、仮監査役として大森勲氏、水品靖芳氏の両名を選任した旨の決定通知を受領したことから、同社の仮監査役(一時監査役職務代行者)として同日付で選任されており、平成22年11月26日に予定する同社の定時株主総会において、同社の社外監査役候補者として両名を推薦する予定です。

提出会社の企業集団の概要

当社と(株)コネクトテクノロジーズの状況は以下のとおりです。

(株)コネクトテクノロジーズは、第11期定時株主総会による承認を前提として、平成23年3月1日(予定)を期して、株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立(以下「本株式移転」といいます。)することにしております。

(中略)

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

(株)コネクトテクノロジーズは、第11期定時株主総会による承認を条件として、平成23年3月1日（予定）を期して、当社を株式移転設立完全親会社、(株)コネクトテクノロジーズを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成22年10月21日開催の取締役会において作成し、株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を決議いたしました。

本株式移転計画に基づき、(株)コネクトテクノロジーズの普通株式1株につき当社の普通株式100株をもって割当て交付します。本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

（中略）

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

(株)コネクトテクノロジーズの株主が、その有する(株)コネクトテクノロジーズの普通株式につき、(株)コネクトテクノロジーズに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)コネクトテクノロジーズに対し通知し、かつ、上記第11期定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)コネクトテクノロジーズが、上記第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、当日出席できない場合は、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成22年11月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後7時00分）までに議決権を行使することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（中略）

2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

(株)コネクトテクノロジーズの新株予約権者が、その有する(株)コネクトテクノロジーズの新株予約権につき、(株)コネクトテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

（中略）

3. 組織再編成対象会社の新株予約権付社債に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

(株)コネクテクノロジーズの社債権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権付社債につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

なお、この新株予約権買取請求をするときは、併せて新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

（中略）

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

（中略）

2. 第11期定時株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成22年8月31日	第11期定時株主総会基準日
平成22年10月21日	本株式移転計画承認取締役会
平成22年11月26日（予定）	本株式移転計画承認第11期定時株主総会
平成23年3月1日（予定）	当社設立登記日（効力発生日）
平成23年3月1日（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 株式について

(株)コネクテクノロジーズの株主が、その有する(株)コネクテクノロジーズの普通株式につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)コネクテクノロジーズに対し通知し、かつ、上記第11期定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)コネクテクノロジーズが、上記第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

(株)コネクテクノロジーズの新株予約権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

(3) 新株予約権付社債について

(株)コネクテクノロジーズの社債権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権付社債につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

なお、この新株予約権買取請求をするときは、併せて新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーズの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら㈱コネクトテクノロジーズの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられますが、当社の主要な経営指標としては、会計監査人の監査証明を受けているものではありません。なお、第11期（平成22年8月期）における数値はいずれも参考数値であります。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 (参考)
決算年月	平成17年8月	平成18年8月	平成19年8月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月
売上高 (千円)	2,184,389	2,766,913	2,600,710	2,695,975	1,571,070	638,090
経常損失 (千円)	148,415	532,425	1,002,318	989,688	775,308	478,425
当期純損失 (千円)	1,726,831	925,735	1,778,760	1,318,585	1,294,068	479,893
純資産額 (千円)	4,788,777	4,983,215	2,880,900	1,614,652	486,282	-
総資産額 (千円)	6,488,848	5,941,017	3,479,794	2,219,158	813,015	-
1株当たり純資産額 (円)	113,610.05	110,136.70	63,500.74	35,707.72	7,952.67	-
1株当たり当期純損失 (円)	45,121.14	20,722.03	39,575.50	29,273.27	21,391.34	5,374.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	73.8	82.9	82.2	72.5	59.8	-
自己資本利益率 (%)	36.1	19.1	45.7	59.0	123.6	-
株価収益率 (倍)	9.66	13.03	1.55	0.4	0.83	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	103,499	607,388	843,538	938,923	723,699	312,071
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,761,459	1,060,707	797,479	98,961	91,492	71,730
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	5,127,088	44,182	55,972	31,600	271,552	177,563
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,226,588	1,606,648	1,507,166	431,924	70,403	7,626
従業員数(外、平均 臨時雇用者) (人)	126 (12)	199 (13)	220 (16)	241 (21)	142 (8)	44 (5)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの1株当たりの当期純損失であるため記載しておりません。
3. 純資産額の算定に当たり、第8期(平成19年8月期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 独立監査人について、第6期(平成17年8月期)及び第7期(平成18年8月期)並びに第8期(平成19年8月期)はあずさ監査法人、第9期(平成20年8月期)は東陽監査法人、第10期(平成21年8月期)は清友監査法人であり、いずれの決算期も監査報告書を独立監査人より受領しております。なお、第11期(平成22年8月期)につきましては、独立監査人は堂島監査法人であり、本届出書提出日現在、監査報告書を受領しておりません(平成22年11月26日開催予定の第11期定時株主総会において承認を得る予定です)。
5. 第10期(平成21年8月期)において(株)コネクテクノロジーズの連結子会社であった株式会社マイティークラフトの所有株式の全てを平成22年7月22日付で同社が譲渡したため、(株)コネクテクノロジーズの関係会社(連結子会社)ではなくなりました。これに伴い第11期(平成22年8月期)にかかる連結貸借対照表を作成していないため、連結財政状態(純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率、株価収益率)については、記載しておりません。

(中略)

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

（中略）

2【沿革】

平成22年10月21日 (株)コネクトテクノロジーは、本株式移転計画を作成し、第11期定時株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議

平成22年11月26日 (株)コネクトテクノロジーの第11期定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、(株)コネクトテクノロジーがその完全子会社となることについて決議（予定）

平成23年3月1日 (株)コネクトテクノロジーが株式移転の方法により当社を設立（予定）

当社の普通株式を東京証券取引所に上場（予定）

なお、(株)コネクトテクノロジーの沿革につきましては、(株)コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）記載のとおりです。

（中略）

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーの業績等の概要については、(株)コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーの生産、受注及び販売の状況については、(株)コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーの対処すべき課題については、(株)コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により(株)コネクテクノロジーズの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における(株)コネクテクノロジーズの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることを想定されます。(株)コネクテクノロジーズの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において(株)コネクテクノロジーズが判断したものであります。

(1) 技術・サービスの変化について

当社グループが事業を展開している携帯電話を中心としたモバイルインターネット関連業界は技術の進歩が著しく、その技術を利用したサービスも急激に変化しております。

このような状況の中、当社グループの事業領域において、常にトップレベルの技術力を維持するためには継続的な研究開発が必要となり、これには相当の時間と費用がかかる可能性があります。

また、新しい機能を搭載した携帯電話の投入やシステムの変更等は、通信キャリアの事業方針により大きく影響を受けるものと考えられます。当社グループはこれらの状況変化に適時に対応してまいりますが、万一对応できなかった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 保守運用業務取引の持続性について

当社グループの行っている事業のうち、保守運用業務につきましては、各々の取引に応じた期間の契約に従って行われております。通常システム開発事業における、保守運用業務につきましては、取引の持続性が認められるケースが一般的であります。が、当社グループの場合一定の期間で終了する契約もしくは、一定期間終了後同期間自動更新等という契約になっており、取引の持続性が保証されているものではありません。

このため、何らかの理由により予定していた取引の打ち切り等があった場合、当社グループの事業戦略及び業績その他に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 人材の獲得について

当社グループが今後成長していくためには、携帯端末向けのシステム技術者、システム提供のための企画、営業担当者、及び拡大する組織に対応するための管理担当者など、各方面での優秀な人材をいかに確保していくかが重要になります。当社グループでは優秀な人材の確保のために努力を続けておりますが、適切な人材確保及び配置に失敗した場合、当社グループの業務に支障が出る可能性があります。

(4) 法的規制等について

現在、当社グループの事業を推進するうえで、直接的影響を受けるような法的規制はありません。しかし、今後において法令の適用及び新法令の制定等、当社グループの事業を規制する法令等が制定された場合、当該規制に対応するため、コスト増加等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 特許権の取得について

当社グループは開発したシステムやビジネスモデル等に関して、特許権の対象となる可能性のあるものについては、積極的にその取得を目指して対応しておりますが、当社グループのノウハウ等を権利保護した場合においても、他者が類似のノウハウ等について権利取得した場合、当社グループの事業が制約される可能性があります。

(6) その他の財産について

当社グループは、第三者が保有する知的財産権を侵害することのないように当社グループ及び外部への委託等により調査を行っております。しかし、これらの調査が十分かつ妥当であるという保証はありません。万一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払等が発生する可能性があります。

また、当社グループが所有する知的財産権に関しましても、第三者に侵害される可能性があります。こうした場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) プログラム不良について

当社グループの開発したプログラムその他のソフトウェア又はハードウェアに不良箇所が発生した場合、これら当社製品を使用したサービスの中断・停止やコンテンツ及びユーザーデータの破損等が生じる可能性があります。

当社グループはこれら当社グループ製品を納品する前に社内において入念なチェックを行っておりますが、このような事態が発生した場合、損害賠償や信用力の低下等のリスクが想定され、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) システムダウンについて

当社グループの事業のうちシステムソリューション事業の一部につきましては、当社グループのサーバ等を介してサービスの提供を行っているものがあり、自然災害や事故等により当社のサーバ等が作動不能や停止する可能性があります。

また、外部からの不正な手段による侵入等の犯罪や当社グループ担当者の過誤等により重要なデータの消失や不正に入手される可能性があります。

このような事態が発生した場合、損害賠償や信用力の低下等のリスクが想定され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報の管理について

当社グループはシステム開発やその運営保守又はサービス事業の遂行過程において、最終ユーザの個人情報を取り扱う可能性があります。この点に関しましては、情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得を受ける等、社内管理を徹底しておりますが、万一これらの情報が社外に流出した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜につながる恐れがあり、結果として当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 投資について

当社グループはビジネス展開を補完することを目的に、積極的に買収、子会社設立、資本業務提携を進めております。投資の際には事前にリスクとリターンを評価し実行しておりますが、投資先の事業の状況が当社グループの業績に与える影響を確実に予測するのは困難であり、投資先の事業の進捗状況によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) M & Aについて

当社グループはビジネス展開を補完することを目的に、M & Aによる事業の拡大を経営戦略の一つとしております。それらを実施する場合には、対象企業の財務内容等についてデュー・ディリジェンスを行うことにより、事前にリスクを回避するように努めていますが、その後の市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた効果を得ることができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 継続企業の前提に関する事項の注記について

当社の子会社である(株)コネクトテクノロジーは第10期連結会計年度において738百万円、第11期第3四半期連結累計期間に347百万円の営業損失を計上し、また営業キャッシュ・フローにおいても第10期連結会計年度に723百万円、第11期第3四半期連結累計期間に251百万円と大幅なマイナスとなっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該状況の解消を図るべく当社グループとして対策を講じてまいりますが、これらの対策が計画どおり進捗しなかった場合、当社及び当社グループの事業に支障を来す可能性があります。

(中略)

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの研究開発活動については、㈱コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、㈱コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（中略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの設備投資等の概要については、㈱コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

（中略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの主要な設備の状況については、㈱コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

（中略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズの設備の新設、除却等の計画については、㈱コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(中略)

(2)【新株予約権等の状況】

(株)コネクテクノロジーズが発行した新株予約権および新株予約権付社債に付された新株予約権に代えて、当社設立の日の前日の最終の(株)コネクテクノロジーズの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権等の状況は以下のとおりです。

(中略)

会社法に基づき発行する新株予約権付社債は、次のとおりです。

株式会社コネクホールディングス第1回新株予約権付社債

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年3月1日)
新株予約権付社債の残高(円)	190,000,000(注)1.
新株予約権の数(個)	38(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり5,000,000(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成23年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4. 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙7の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(中略)

(注) 6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社の間で締結する予定の取決めの内容
当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された(株)コネクテクノロジーズの取締役会決議(株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議)及び平成22年11月26日開催予定の(株)コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容(以下「買受契約」といいます。)には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く)又は新株予約権付社債(MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定(主要なもののみ記載)を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・ 当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券(以下、「提案証券」という。)の発行又は売出又は交換についての書面の通知(以下、「本提案書」という。)を交付するものとする。
- ・ 提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日(東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ)を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券(この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときは、割当予定先が購入を選択する金額を記載する)を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない(いずれの場合でも、これを「応諾通知」という)。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないときは除外する。

(中略)

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役社長	-	堀口利美	昭和36年12月5日生	平成12年5月 株式会社フォーサイト 取締役 平成12年12月 株式会社ナチュラループラス 取締役 平成13年9月 株式会社プラティア 代表取締役社長（現任） 平成16年6月 有限会社インターコスモス 代表取締役（現任） 平成22年7月 株式会社コネクトテクノロジーズ 取締役 平成22年8月 株式会社コネクトテクノロジーズ 代表取締役会長兼CEO（現任）	(注)5	4,390,400株
取締役	-	長倉統己	昭和42年12月15日生	平成2年4月 国際証券株式会社（現 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）入社 平成2年12月 株式会社東邦フーズサービス設立 代表取締役 平成4年3月 オレガ株式会社 取締役 平成15年12月 オレガ株式会社 代表取締役 平成17年3月 オックスキャピタル株式会社設立 取締役 平成17年11月 オックスキャピタル株式会社 代表取締役 平成19年6月 株式会社コネクトテクノロジーズ 入社 経営管理部ゼネラルマネージャー 平成19年9月 株式会社CT事業再生投資 代表取締役 平成22年1月 株式会社コネクトテクノロジーズ 執行役員CFO兼経営管理統括本部長（現任）	(注)5	-
取締役	-	赤尾泰明	昭和42年11月24日生	平成2年4月 株式会社東芝 入社 平成3年4月 東芝EMI株式会社 入社 平成19年1月 株式会社ピタースウィートミュージック設立 代表取締役（現任）	(注)5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	-	阿部純丈	昭和39年9月26日生	昭和62年6月 東京医科大学八王子医療センター 入社 昭和63年4月 郵政省（現 日本郵政株式会社）入省 平成3年2月 ファルマシア（現 ファイザー株式会社）株式会社 入社 平成12年9月 有限会社イベリカインターナショナル（現 株式会社イベリカホールディングス）入社 平成13年5月 株式会社イベリカホールディングス 取締役 平成15年4月 株式会社イベリカホールディングス 代表取締役（現任） 平成15年7月 イベリカUSA（米国ニューヨーク州）設立 代表取締役（現任） 平成20年4月 九州大学医学部大学院 非常勤講師（現任） 平成20年5月 株式会社イベリカCRD設立 代表取締役（現任） 平成20年7月 株式会社イベリカシステムソリューションズ設立 代表取締役（現任）	(注)5	-
監査役 （常勤）	-	大森勲	昭和18年2月1日生	昭和41年4月 日本メモレックス 入社 昭和51年2月 株式会社藤田商店 入社 平成19年5月 東和興産株式会社 代表取締役（現任） 平成22年10月 株式会社コネクテクノロジーズ 仮監査役（現任）	(注)6	-
監査役	-	水品靖芳	昭和49年10月6日生	平成12年10月 千代田国際公認会計士共同事務所 入所 平成18年1月 小谷野公認会計士事務所 入所 平成22年6月 オリオン税理士法人設立 代表社員（現任） 平成22年10月 株式会社コネクテクノロジーズ 仮監査役（現任）	(注)6	-
監査役	-	大松澤清隆	昭和29年9月2日生	昭和52年4月 日本発条株式会社 入社 昭和55年12月 日本アイ・ピー・エム株式会社 入社 平成14年8月 プラネックスコミュニケーションズ株式会社 入社 平成16年11月 株式会社コネクテクノロジーズ 監査役（現任） 平成18年10月 韓国ソフトウェア振興院（現韓国情報通信国際協力振興院）諮問委員（現任）	(注)6	-
計						4,390,400株

- (注) 1. 取締役阿部純丈氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 就任予定の阿部純丈氏を社外取締役とした理由は以下のとおりであります。
阿部純丈氏は㈱イベリカホールディングスの代表取締役を務めるなど、実践した経営ノウハウを指導いただけるため、社外取締役としての就任を予定しております。
3. 監査役大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 就任予定の大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏について、それぞれを社外監査役とした理由は以下のとおりであります。
- (1) 大森勲氏は㈱藤田商店の最高財務責任者を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、持株会社の監査体制の強化に生かしていただけるため社外監査役としての就任を予定しております。
- (2) 水品靖芳氏はオリオン税理士法人の代表社員を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、持株会社の監査体制の強化に生かしていただけるため社外監査役としての就任を予定しております。
- (3) 大松澤清隆氏は大手IT企業において海外勤務を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、持株会社の監査体制の強化に生かしていただけるため社外監査役としての就任を予定しております。なお、同氏は会社経営の経験はありませんが、㈱コネクテクノロジーズにおける社外監査役としての実績と経験を引き続き生かしていただけるため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (4) 大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏は、㈱コネクテクノロジーズの社外監査役であり、その任期は㈱コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の終結の時をもってそれぞれ以下のとおりとなります。
- 大森勲氏 2ヶ月
水品靖芳氏 2ヶ月
大松澤清隆氏 6年
5. 取締役の任期は、平成23年3月1日である当社の設立日より、平成24年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 監査役の任期は、平成23年3月1日である当社の設立日より、平成26年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
7. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しています。なお、社外監査役大森勲氏、水品靖芳氏の両名は、当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズにおいて平成22年8月31日付で㈱コネクテクノロジーズの社外監査役 長野祐三氏ならびに深堀恵三氏が辞任し、監査役の法定員数3名以上を欠くこととなったため、同社が東京地方裁判所に仮監査役選任の申立てに伴い、平成22年10月1日付で同裁判所より、仮監査役として大森勲氏、水品靖芳氏の両名を選任した旨の決定通知を受領したことから、同社の仮監査役（一時監査役職務代行者）として同日付で選任されており、平成22年11月26日に予定する同社の定時株主総会において、同社の社外監査役候補者として両名を推薦する予定です。
8. 所有株式数は、平成22年8月31日現在の所有株式数を基準として、平成22年10月4日付で㈱コネクテクノロジーズが関東財務局長に提出した当社株式にかかる「臨時報告書」（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により提出したもの）の内容を加味して記載しております。

(中略)

第5【経理の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの経理の状況については、(株)コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成21年11月27日提出）、訂正有価証券報告書（平成22年2月3日）、訂正有価証券報告書（平成22年8月27日）及び四半期報告書（平成22年1月14日及び平成22年4月14日並びに平成22年7月15日提出）をご参照ください。

（中略）

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第10期（自平成20年9月1日至平成21年8月31日）

平成21年11月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第11期第1四半期（自平成21年9月1日至平成21年11月30日）

平成22年1月14日関東財務局長に提出

事業年度第11期第2四半期（自平成21年12月1日至平成22年2月28日）

平成22年4月14日関東財務局長に提出

事業年度第11期第3四半期（自平成22年3月1日至平成22年5月31日）

平成22年7月15日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成22年11月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- イ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年8月4日に関東財務局長に提出
- ロ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年8月10日に関東財務局長に提出
- ハ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年8月18日に関東財務局長に提出
- ニ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年8月30日に関東財務局長に提出
- ホ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書を平成22年10月4日に関東財務局長に提出
- ヘ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転）の規定に基づく臨時報告書を平成22年10月21日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成22年11月10日）までに、以下の訂正報告書を提出しております。

- イ．訂正報告書（上記(1)の有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年2月3日に関東財務局長に提出
- ロ．訂正報告書（上記(1)の有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年8月27日に関東財務局長に提出

（省略）

(訂正後)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

(1)募集の条件

銘柄	株式会社コネクホールディングス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（注）1
記名・無記名の別	新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金190,000,000円
各社債の金額（円）	金5,000,000円
発行価額の総額（円）	金190,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円。 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
利率（％）	年率4.6％
利払日	平成23年3月24日及び平成23年9月22日
利息支払の方法	<p>(1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の発行日である平成23年3月1日の翌日から本社債の満期償還日までこれをつけ、平成23年3月24日を第1回の利息支払期日として「利率（％）」欄の利率から算出される年額の半分を支払い、満期償還日を満期利息支払期日として「利率（％）」欄の利率から算出される年額の半分を支払う。なお、当社は「株式会社コネクテクノロジーズ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債」についての社債に係る負債を継承することから当該社債の発行日である平成22年9月24日の翌日から平成23年3月1日までに発生した経過利息についての負債も併せて承継する。</p> <p>(2) 第1回利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息を付さない。また、第1回利息支払期日後に行使の効力が発生した本社債については、第1回利息支払期日後は利息を付さない。</p> <p>(3) 第1回利息支払期日（当日含む）までに繰上償還又は買入消却される本社債については、利息を付さない。また、第1回利息支払期日後に繰上償還又は買入消却される本社債については、第1回利息支払期日後は利息を付さない。</p> <p>(4) 償還された本社債については、償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(5) 利息支払期日が銀行休業日に該当する場合は、支払いをその前銀行営業日（銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。）に繰上げる。</p> <p>(6) 利息の支払場所 株式会社コネクホールディングス 経営管理統括部 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号</p>
償還期限	平成23年9月22日
償還の方法	<p>(1) 本社債は、平成23年9月22日（以下「満期償還日」という。）に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>

	<p>(3) 当社は、本新株予約権付社債の割当日である平成23年3月1日以降、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円にて繰上償還できるものとする。この場合は、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知をするものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日である平成23年3月1日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円にて、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>(5) 本項に定める償還又は買入すべき日が銀行休業日(銀行法第15条第1項に定める「銀行の休日」を「銀行休業日」といい、銀行休業日以外の日を「銀行営業日」という。)に該当する場合は、その前銀行営業日にこれを繰上げる。</p> <p>(6) 「利息支払の方法」欄第(1)号に定める第1回利息支払期日(当日含む)までに繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。また、第1回利息支払期日後に繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面100円につき3.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、以下のように割当てる(注)3</p> <p>Brillance Hedge Fund 95,000,000円(19個)</p> <p>Brillance Multi Strategy Fund 95,000,000円(19個)</p>
申込証拠金(円)	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません(注)2
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません(注)2
振替機関	該当事項はありません
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に規定された新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とする旨を定めたものをいう。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません
取得格付	取得していない。

(中略)

(注)5. 新株予約権は、平成22年10月21日に開催された(株)コネクテクノロジーズの取締役会決議(株式移転計画の承認および第11期定時株主総会への付議)および平成22年11月26日開催予定の株式会社コネクテクノロジーズ第11期定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」という。)に伴い発行する予定です。

6. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

7. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が「利息支払の方法」欄及び「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
- (2) 当社が（新株予約権付社債に関する事項）の「新株予約権の行使時の払込金額」欄又は「担保」欄の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が500万円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の利用申請を行ったとき。
- (8) 当社が、事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申し立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
- (9) 当社の意図によらず又は意向に反して、当社普通株式の取引所における上場廃止が決定されたとき。

8. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載を変えて本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権付社債は、株価の下落により割当株式数が増加することがある。</p> <p>2. 価額の修正基準及び修正頻度：本新株予約権の転換価額は、以下のとおり、修正される。 <転換価額の修正> 転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される（毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される）。なお、転換価額の修正範囲はその上限を138円とし、下限を35円とする。</p> <p>3. 転換価額の当初転換価額、上限転換価額、下限転換価額： 当初転換価額 株式会社コネクテクノロジーズ普通株式の株式会社東京証券取引所上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額（1円未満切捨て） 上限転換価額 138円 下限転換価額 35円 （いずれも「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり修正又は調整されることがある。）</p> <p>4. 割当株式数の上限、下限： 上限 5,428,566株 下限 1,376,778株 （「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）</p> <p>5. 本社債には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により、残存する本社債の繰上償還ができる。 当社は、平成23年3月24日を繰上償還日として、その選択により償還の期限までに残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。この場合、繰上償還日の2週間前までに社債権者に事前通知をするものとする。なお、本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。 当社は、本社債の発行後、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下、「組織再編行為」という。）につき、当社の当該組織再編行為承認機関による承認がなされることを条件として、当該組織再編行為の効力発生日以前に設定される繰上償還日に残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円にて繰上償還できる。なお、この場合、繰上償還日の1ヶ月前までに社債権者に事前通知する。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない完全議決権株式で当社における標準となる株式。なお、1単元は100株。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、同一の新株予約権者により同時に行使請求された本新株予約権に関し出資される本社債の価額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項の転換価額（ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は払込金額と同額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「転換価額」という。)は、当初、株式会社コネクテクノロジーズ普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)上場最終日である平成23年2月24日における終値の90%に相当する額を100で除した金額とする(1円未満切捨て、以下「当初転換価額」という。)ただし、本項2項及び第3項の規定に従って修正又は調整されるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

2. 転換価額の修正

本新株予約権の割当日である平成23年3月1日以降の毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む、以下同じ。)のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な転換価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切捨て、以下「基準価格」という。)を比較し、基準価格が転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額を当該基準価格に修正する。なお、第3項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が35円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、基準価格が138円(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

3. 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本号第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至の定めにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した社債権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき、</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき、</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が他のいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き、本項第(2)号に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限転換価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限転換価額の調整についてのみ効力を有する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金190,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から平成23年9月21日までとする。本新株予約権付社債の繰上償還又は買入消却を行う場合は、当社が取得する本新株予約権の権利行使については、取得日の前銀行営業日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社コネクホールディングス 経営管理統括部 東京都新宿区西新宿七丁目7番29号 2 新株予約権の行使請求取次場所 設置しない。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。 4 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に上記、新株予約権の行使請求受付場所に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所にて行使請求が受理された日に発生する。

新株予約権の行使の条件	1 各社債に係る新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2 各社債に係る新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（中略）

（注）6．本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社の間で締結する予定の取決めの内容
当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された㈱コネクテクノロジーズの取締役会決議（株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議）及び平成22年11月26日開催の㈱コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容（以下「買受契約」といいます。）には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権（但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く）又は新株予約権付社債（MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定（主要なもののみ記載）を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券（以下、「提案証券」という。）の発行又は売出又は交換についての書面の通知（以下、「本提案書」という。）を交付するものとする。
- ・提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日（東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ）を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券（この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときには、割当予定先が購入を選択する金額を記載する）を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない（いずれの場合でも、これを「応諾通知」という）。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される）を超えないときは除外する。

（中略）

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

1. 株式移転の背景及び目的

(1) 背景及び目的

（中略）

持株会社体制への移行により想定される費用対効果及び上場維持方針

持株会社体制への移行は、傘下となる事業会社に対する権限委譲と業績に対する結果責任の明確化による意識改革に加え、後記(2)持株会社体制移行検討に当たって特に重視した点にありますように、現行体制において意思決定スピードの遅れから生じていた機会損失をなくし、それを確実に収益機会とすることにより、収益を向上させることができると考えております。よって、一定のコストを要するものの、要したコストを早期に吸収・回収した上で更なる企業価値向上が期待できると考えております。なお、持株会社体制の移行にかかる費用は(4)持株会社体制への移行手順におけるSTEP までの費用として約7百万円を見込んでおり、当該費用は、今後の事業収益により回収する予定です。

(株)コネクトテクノロジーは、平成22年11月26日に開催の第11期定時株主総会で承認された株式移転計画に基づき、平成23年3月1日を期日（効力発生日）として株式移転により完全親会社となる持株会社を設立することといたしました。同時に(株)コネクトテクノロジーは、新設される持株会社の完全子会社となり、(株)コネクトテクノロジー株式は上場廃止となります。併せて新設される持株会社は、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請します。

従って新設される持株会社が新規上場を申請することにより、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

（中略）

(4) 持株会社体制への移行手順

(株)コネクトテクノロジーは、以下の方法により持株会社体制への移行を実施します。

〔STEP 〕株式移転による持株会社設立

平成22年11月26日開催の第11期定時株主総会で承認された株式移転計画に基づき、平成23年3月1日を期日として株式移転方式により純粋持株会社「株式会社コネクトホールディングス」を設立し、(株)コネクトテクノロジーは持株会社の完全子会社となります。また、純粋持株会社設立後において4つの基幹事業を再編し、うちシステムソリューション事業とサービス事業の2つを事業軸とするとともに、新たにエンターテインメント事業を事業軸の1つに加え、合計3つの事業軸をもとに展開します。なお、プロダクツ事業とコンサルティング事業はサービス事業として組み入れ統合のうえ、集約します。

（中略）

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社コネクトホールディングス Connect Holdings Corp.		
(2) 事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務		
(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿七丁目7番29号		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役社長	堀口利美	現(株)コネクトテクノロジーズ 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)
	取締役	長倉統己	現(株)コネクトテクノロジーズ 取締役最高財務責任者(CFO)兼経営管理統括本部長
	取締役	赤尾泰明	(株)ピタースウィートミュージック 代表取締役社長
	取締役(社外)	阿部純丈	(株)イベリカホールディングス 代表取締役社長
	監査役(社外)	大森勲	現(株)コネクトテクノロジーズ 監査役(社外)
	監査役(社外)	水品靖芳	現(株)コネクトテクノロジーズ 監査役(社外)
	監査役(社外)	大松澤清隆	現(株)コネクトテクノロジーズ 監査役(社外)
(5) 資本金	10,000,000円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	8月31日		

(注) 社外監査役大森勲氏、水品靖芳氏の両名は、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーズにおいて平成22年8月31日付で(株)コネクトテクノロジーズの社外監査役 長野祐三氏ならびに深堀恵三氏が辞任し、監査役の法定員数3名以上を欠くこととなったため、同社が東京地方裁判所に仮監査役選任の申立てに伴い、平成22年10月1日付で同裁判所より、仮監査役として大森勲氏、水品靖芳氏の両名を選任した旨の決定通知を受領したことから、同社の仮監査役(一時監査役職務代行者)として同日付で選任されており、平成22年11月26日に開催された同社の定時株主総会において、同社の社外監査役として両名が選任されております。

提出会社の企業集団の概要

当社と(株)コネクトテクノロジーズの状況は以下のとおりです。

(株)コネクトテクノロジーズは、第11期定時株主総会で承認された株式移転計画に基づき、平成23年3月1日(予定)を期して、株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立(以下「本株式移転」といいます。)することによりしております。

(中略)

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

㈱コネクテクノロジーは、第11期定時株主総会で承認された株式移転計画に基づき、平成23年3月1日（予定）を期して、当社を株式移転設立完全親会社、㈱コネクテクノロジーを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成22年10月21日開催の取締役会において作成し、株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を決議いたしました。

本株式移転計画に基づき、㈱コネクテクノロジーの普通株式1株につき当社の普通株式100株をもって割当て交付します。本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

（中略）

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

㈱コネクテクノロジーの株主が、その有する㈱コネクテクノロジーの普通株式につき、㈱コネクテクノロジーに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催の第11期定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を㈱コネクテクノロジーに対し通知し、かつ、上記第11期定時株主総会において本株式移転に反対し、㈱コネクテクノロジーが、上記第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成22年11月26日開催の第11期定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、当日出席できない場合は、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、平成22年11月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後7時00分）までに議決権を行使することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

（中略）

2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

㈱コネクテクノロジーの新株予約権者が、その有する㈱コネクテクノロジーの新株予約権につき、㈱コネクテクノロジーに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

（中略）

3. 組織再編成対象会社の新株予約権付社債に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

(株)コネクテクノロジーズの社債権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権付社債につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

なお、この新株予約権買取請求をするときは、併せて新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求する必要があります。

（中略）

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

（中略）

2. 第11期定時株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成22年8月31日	第11期定時株主総会基準日
平成22年10月21日	本株式移転計画承認取締役会
平成22年11月26日	本株式移転計画承認第11期定時株主総会
平成23年3月1日（予定）	当社設立登記日（効力発生日）
平成23年3月1日（予定）	当社株式上場日

ただし、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 株式について

(株)コネクテクノロジーズの株主が、その有する(株)コネクテクノロジーズの普通株式につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催の第11期定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を(株)コネクテクノロジーズに対し通知し、かつ、上記第11期定時株主総会において本株式移転に反対し、(株)コネクテクノロジーズが、上記第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

(株)コネクテクノロジーズの新株予約権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

(3) 新株予約権付社債について

(株)コネクテクノロジーズの社債権者が、その有する(株)コネクテクノロジーズの新株予約権付社債につき、(株)コネクテクノロジーズに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成22年11月26日開催の第11期定時株主総会の決議の日（平成22年11月26日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

なお、この新株予約権買取請求をするときは、併せて新株予約権付社債についての社債を買い取することを請求する必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は、新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーズの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら(株)コネクトテクノロジーズの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられますが、当社の主要な経営指標としては、会計監査人の監査証明を受けているものではありません。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成17年8月	平成18年8月	平成19年8月	平成20年8月	平成21年8月	平成22年8月
売上高 (千円)	2,184,389	2,766,913	2,600,710	2,695,975	1,571,070	638,090
経常損失 (千円)	148,415	532,425	1,002,318	989,688	775,308	478,425
当期純損失 (千円)	1,726,831	925,735	1,778,760	1,318,585	1,294,068	479,893
純資産額 (千円)	4,788,777	4,983,215	2,880,900	1,614,652	486,282	-
総資産額 (千円)	6,488,848	5,941,017	3,479,794	2,219,158	813,015	-
1株当たり純資産額 (円)	113,610.05	110,136.70	63,500.74	35,707.72	7,952.67	-
1株当たり当期純損失 (円)	45,121.14	20,722.03	39,575.50	29,273.27	21,391.34	5,374.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純 利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	73.8	82.9	82.2	72.5	59.8	-
自己資本利益率 (%)	36.1	19.1	45.7	59.0	123.6	-
株価収益率 (倍)	9.66	13.03	1.55	0.4	0.83	-
営業活動による キャッシュ・フ ロー (千円)	103,499	607,388	843,538	938,923	723,699	312,071
投資活動による キャッシュ・フ ロー (千円)	3,761,459	1,060,707	797,479	98,961	91,492	71,730
財務活動による キャッシュ・フ ロー (千円)	5,127,088	44,182	55,972	31,600	271,552	177,563
現金及び現金同等 物の期末残高 (千円)	3,226,588	1,606,648	1,507,166	431,924	70,403	7,626
従業員数(外、平 均臨時雇用者) (人)	126 (12)	199 (13)	220 (16)	241 (21)	142 (8)	44 (5)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの1株当たりの当期純損失であるため記載しておりません。
3. 純資産額の算定に当たり、第8期（平成19年8月期）から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
4. 独立監査人について、第6期（平成17年8月期）及び第7期（平成18年8月期）並びに第8期（平成19年8月期）はあずさ監査法人、第9期（平成20年8月期）は東陽監査法人、第10期（平成21年8月期）は清友監査法人であり、いずれの決算期も監査報告書を独立監査人より受領しております。なお、第11期（平成22年8月期）につきましては、独立監査人は堂島監査法人であり、本届出書提出日現在、監査報告書を受領していません。
5. 第10期（平成21年8月期）において㈱コネクトテクノロジーズの連結子会社であった株式会社マイティークラフトの所有株式の全てを平成22年7月22日付で同社が譲渡したため、㈱コネクトテクノロジーズの関係会社（連結子会社）ではなくなりました。これに伴い第11期（平成22年8月期）にかかる連結貸借対照表を作成していないため、連結財政状態（純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、自己資本利益率、株価収益率）については、記載しておりません。

(中略)

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

（中略）

2【沿革】

平成22年10月21日 (株)コネクトテクノロジーは、本株式移転計画を作成し、第11期定時株主総会に付議すべき本株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議

平成22年11月26日 (株)コネクトテクノロジーの第11期定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、(株)コネクトテクノロジーがその完全子会社となることについて決議

平成23年3月1日 (株)コネクトテクノロジーが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社の普通株式を東京証券取引所に上場（予定）

なお、(株)コネクトテクノロジーの沿革につきましては、(株)コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成22年11月26日提出）記載のとおりです。

（中略）

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーの業績等の概要については、(株)コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成22年11月26日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーの生産、受注及び販売の状況については、(株)コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成22年11月26日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクトテクノロジーの対処すべき課題については、(株)コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成22年11月26日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転により(株)コネクテクノロジーズの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における(株)コネクテクノロジーズの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることを想定されます。(株)コネクテクノロジーズの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において(株)コネクテクノロジーズが判断したものであります。

(1) 技術・サービスの変化について

(株)コネクテクノロジーズが事業を展開している携帯電話を中心としたモバイルインターネット関連業界は技術の進捗が著しく、その技術を利用したサービスも急激に変化しております。

このような状況の中、(株)コネクテクノロジーズの事業領域において、常にトップレベルの技術力を維持するためには継続的な研究開発が必要となり、これには相当の時間と費用がかかる可能性があります。

また、新しい機能を搭載した携帯電話の投入やシステムの変更等は、通信キャリアの事業方針により大きく影響を受けるものと考えられます。(株)コネクテクノロジーズはこれらの状況変化に適時に対応してまいりますが、万一对応できなかった場合、(株)コネクテクノロジーズの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 保守運用業務取引の持続性について

(株)コネクテクノロジーズの行っている事業のうち、保守運用業務につきましては、各々の取引に応じた期間の契約に従って行われております。通常システム開発事業における、保守運用業務につきましては、取引の持続性が認められるケースが一般的であります。が、(株)コネクテクノロジーズの場合一定の期間で終了する契約もしくは、一定期間終了後同期間自動更新等という契約になっており、取引の持続性が保証されているものではありません。

このため、何らかの理由により予定していた取引の打ち切り等があった場合、(株)コネクテクノロジーズの事業戦略及び業績その他に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 特定人物への依存について

(株)コネクテクノロジーズの創業者である加来徹也は平成22年2月28日に辞任いたしました。しかしながら、平成22年7月27日に新たな取締役5名が就任するとともに、平成22年8月10日には堀口利美が代表取締役に就任しており、新たな経営体制を構築しております。これにより属人的な要素の軽減はかなり進んでおりますが、何らかの理由により堀口利美が業務を執行できない事態となった場合、(株)コネクテクノロジーズの事業戦略及び業績その他に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 人材の獲得について

(株)コネクテクノロジーズが今後成長していくためには、携帯端末向けのシステム技術者、システム提供のための企画、営業担当者、及び拡大する組織に対応するための管理担当者など、各方面での優秀な人材をいかに確保していくかが重要になります。(株)コネクテクノロジーズでは優秀な人材の確保のために努力を続けておりますが、適切な人材確保及び配置に失敗した場合、(株)コネクテクノロジーズの業務に支障が出る可能性があります。

(5) 法的規制等について

現在、(株)コネクテクノロジーズの事業を推進するうえで、直接的影響を受けるような法的規制はありません。しかし、今後において法令の適用及び新法令の制定等、(株)コネクテクノロジーズの事業を規制する法令等が制定された場合、当該規制に対応するため、コスト増加等、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 特許権の取得について

㈱コネクテクノロジーは開発したシステムやビジネスモデル等に関して、特許権の対象となる可能性のあるものについては、積極的にその取得を目指して対応しておりますが、㈱コネクテクノロジーのノウハウ等を権利保護した場合においても、他社が類似のノウハウ等について権利取得した場合、㈱コネクテクノロジーの事業が制約される可能性があります。

(7) その他の財産について

㈱コネクテクノロジーは、第三者が保有する知的財産権を侵害することのないように㈱コネクテクノロジー及び外部への委託等により調査を行っております。しかし、これらの調査が十分かつ妥当であるという保証はありません。万一、㈱コネクテクノロジーが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払等が発生する可能性があります。

また、㈱コネクテクノロジーが所有する知的財産権に関しましても、第三者に侵害される可能性があります。こうした場合、㈱コネクテクノロジーの業績に影響を与える可能性があります。

(8) プログラム不良について

㈱コネクテクノロジーの開発したプログラムその他のソフトウェア又はハードウェアに不良箇所が発生した場合、これら自社製品を使用したサービスの中断・停止やコンテンツ及びユーザーデータの破損等が生じる可能性があります。

㈱コネクテクノロジーはこれら自社製品を納品する前に社内において入念なチェックを行っておりますが、このような事態が発生した場合、損害賠償や信用力の低下等のリスクが想定され、㈱コネクテクノロジーの業績に影響を与える可能性があります。

(9) システムダウンについて

㈱コネクテクノロジーの事業のうちシステムソリューション事業の一部につきましては、㈱コネクテクノロジーのサーバ等を介してサービスの提供を行っているものがあり、自然災害や事故等により㈱コネクテクノロジーのサーバ等が作動不能や停止する可能性があります。

また、外部からの不正な手段による侵入等の犯罪や㈱コネクテクノロジーの担当者の過誤等により重要なデータの消失や不正に入手される可能性があります。

このような事態が発生した場合、損害賠償や信用力の低下等のリスクが想定され、㈱コネクテクノロジーの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 個人情報の管理について

㈱コネクテクノロジーはシステム開発やその運営保守又はサービス事業の遂行過程において、最終ユーザの個人情報を取り扱う可能性があります。この点に関しましては、情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得を受ける等、社内管理を徹底しておりますが、万一これらの情報が社外に流出した場合、㈱コネクテクノロジーへの損害賠償請求や社会的信用の失墜につながる恐れがあり、結果として㈱コネクテクノロジーの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 投資について

㈱コネクテクノロジーはビジネス展開を補完することを目的に、買収、子会社設立、資本業務提携を進めております。投資の際には事前にリスクとリターンを評価し実行しておりますが、投資先の事業の状況が㈱コネクテクノロジーの業績に与える影響を確実に予測するのは困難であり、投資先の事業の進捗状況によっては㈱コネクテクノロジーの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 継続企業の前提に関する事項の注記について

㈱コネクトテクノロジーは第10期連結会計年度において738百万円、第11期連結会計年度において426百万円の大幅な営業損失を計上し、また第11期連結会計年度の営業キャッシュ・フローも312百万円と大幅なマイナスとなっており、第11期連結会計年度末において各種債務の支払い遅延が発生するなど資金繰りが逼迫していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該状況の解消を図るべく㈱コネクトテクノロジーとして対策を講じてまいります。これらの対策が計画どおり進捗しなかった場合、㈱コネクトテクノロジーの事業に支障を来す可能性があります。

(13) 資金調達について

㈱コネクトテクノロジーは財務体質強化等を目的として、平成22年9月8日開催の取締役会において、Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）及びBrilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）を割当先とする第三者割当てによる第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議し、平成22年9月24日に総額2億円の払い込みがなされております。

本新株予約権付社債については、償還日は平成23年9月24日となっており、本社債に付された新株予約権については割当日以降、毎週金曜日を決定日として、決定日の株価終値の90%に転換価額が修正され、当該転換価額の修正から直近で転換価額の修正がされるまでの間（次回の転換価額の修正）、その性質上、転換価額が市場価額を上回っている状況においては、転換が進まない状況になり、このような状況が継続した場合は、償還原資の資金手当てが必要となる可能性があり、その場合においては、㈱コネクトテクノロジーの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。また本社債に付された新株予約権の転換により最大58,120株の新株式が発行されることにより、この場合57.05%の希薄化が生じます。

（中略）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーの研究開発活動については、㈱コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成22年11月26日提出）をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる㈱コネクトテクノロジーの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、㈱コネクトテクノロジーの有価証券報告書（平成22年11月26日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（中略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの設備投資等の概要については、(株)コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成22年11月26日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

（中略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの主要な設備の状況については、(株)コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成22年11月26日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

（中略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの設備の新設、除却等の計画については、(株)コネクテクノロジーズの有価証券報告書（平成22年11月26日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(中略)

(2)【新株予約権等の状況】

(株)コネクトテクノロジーズが発行した新株予約権および新株予約権付社債に付された新株予約権に代えて、当社設立の日の前日の最終の(株)コネクトテクノロジーズの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権等の状況は以下のとおりです。

(中略)

会社法に基づき発行する新株予約権付社債は、次のとおりです。

株式会社コネクトホールディングス第1回新株予約権付社債

区分	株式移転効力発生日現在 (平成23年3月1日)
新株予約権付社債の残高(円)	190,000,000(注)1.
新株予約権の数(個)	38(注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株制度については100株1単元とする予定です。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書別紙7の2をご参照下さい。(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり5,000,000(注)3.
新株予約権の行使期間	自平成23年3月1日 至平成23年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)4. 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書別紙7の5をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各本新株予約権が付された本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(中略)

(注) 6. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について社債権者と当社の間で締結する予定の取決めの内容
当社が社債権者との間で、平成22年10月21日に開催された(株)コネクテクノロジーズの取締役会決議(株式移転計画の承認及び第11期定時株主総会への付議)及び平成22年11月26日開催の(株)コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき本有価証券届出書の効力発生日をもって取決める予定の内容(以下「買受契約」といいます。)には、下記の内容の条項が含まれております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(但し、MSCB等に係る新株予約権等を含み、当社のストックオプション制度に基づく場合を除く)又は新株予約権付社債(MSCB等に係る新株予約権等を付されたものを含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、20個以上の本新株予約権が残存する限り、当社は、次の各規定(主要なもののみ記載)を遵守しない限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。

- ・ 当社は、社債権者に対し、新株式発行等において募集等を予定する証券(以下、「提案証券」という。)の発行又は売出又は交換についての書面の通知(以下、「本提案書」という。)を交付するものとする。
- ・ 提案証券の全部又は一部であれ、当該提案証券に係る本提案書を応諾するためには、社債権者は当該本提案書の10取引日(東京証券取引所において当社普通株式の売買可能日をいう。以下同じ)を経過する日までに、社債権者が購入することを希望する提案証券(この場合、割当予定先が提案証券の一部を購入することを選択するときは、割当予定先が購入を選択する金額を記載する)を記載する当社に対する書面の通知を交付しなければならない(いずれの場合でも、これを「応諾通知」という)。

なお、ストックオプション目的により、当社及び当社子会社の従業員、役員、コンサルタント又はアドバイザーに対して普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないときは除外する。

(中略)

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役社長	-	堀口利美	昭和36年12月5日生	平成12年5月 株式会社フォーサイト 取締役 平成12年12月 株式会社ナチュラループラス 取締役 平成13年9月 株式会社プラティア 代表取締役社長（現任） 平成16年6月 有限会社インターコスモス 代表取締役（現任） 平成22年7月 株式会社コネクトテクノロジーズ 取締役 平成22年8月 株式会社コネクトテクノロジーズ 代表取締役会長兼CEO <u>平成22年11月</u> 株式会社コネクトテクノロジーズ 代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）（現任）	(注)5	4,390,400株
取締役	-	長倉統己	昭和42年12月15日生	平成2年4月 国際証券株式会社（現 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社）入社 平成2年12月 株式会社東邦フーズサービス設立 代表取締役 平成4年3月 オレガ株式会社 取締役 平成15年12月 オレガ株式会社 代表取締役 平成17年3月 オックスキャピタル株式会社設立 取締役 平成17年11月 オックスキャピタル株式会社 代表取締役 平成19年6月 株式会社コネクトテクノロジーズ 入社 経営管理部ゼネラルマネージャー 平成19年9月 株式会社CT事業再生投資 代表取締役 平成22年1月 株式会社コネクトテクノロジーズ 執行役員CFO兼経営管理統括本部長 <u>平成22年11月</u> 株式会社コネクトテクノロジーズ 取締役最高財務責任者（CFO）兼経営管理統括本部長（現任）	(注)5	-
取締役	-	赤尾泰明	昭和42年11月24日生	平成2年4月 株式会社東芝 入社 平成3年4月 東芝EMI株式会社 入社 平成19年1月 株式会社ビタースウィートミュージック設立 代表取締役（現任）	(注)5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	-	阿部純丈	昭和39年9月26日生	昭和62年6月 東京医科大学八王子医療センター 入社 昭和63年4月 郵政省（現 日本郵政株式会社）入省 平成3年2月 ファルマシア（現 ファイザー株式会社）株式会社 入社 平成12年9月 有限会社イベリカインターナショナル（現 株式会社イベリカホールディングス）入社 平成13年5月 株式会社イベリカホールディングス 取締役 平成15年4月 株式会社イベリカホールディングス 代表取締役（現任） 平成15年7月 イベリカUSA（米国ニューヨーク州）設立 代表取締役（現任） 平成20年4月 九州大学医学部大学院 非常勤講師（現任） 平成20年5月 株式会社イベリカCRD設立 代表取締役（現任） 平成20年7月 株式会社イベリカシステムソリューションズ設立 代表取締役（現任）	(注) 5	-
監査役 (常勤)	-	大森勲	昭和18年2月1日生	昭和41年4月 日本メモレックス 入社 昭和51年2月 株式会社藤田商店 入社 平成19年5月 東和興産株式会社 代表取締役（現任） 平成22年10月 株式会社コネクトテクノロジー 仮監査役 平成22年11月 株式会社コネクトテクノロジー 監査役（現任）	(注) 6	-
監査役	-	水品靖芳	昭和49年10月6日生	平成12年10月 千代田国際公認会計士共同事務所 入所 平成18年1月 小谷野公認会計士事務所 入所 平成22年6月 オリオン税理士法人設立 代表社員（現任） 平成22年10月 株式会社コネクトテクノロジー 仮監査役 平成22年11月 株式会社コネクトテクノロジー 監査役（現任）	(注) 6	-
監査役	-	大松澤清隆	昭和29年9月2日生	昭和52年4月 日本発条株式会社 入社 昭和55年12月 日本アイ・ピー・エム株式会社 入社 平成14年8月 ブラネックスコミュニケーションズ株式会社 入社 平成16年11月 株式会社コネクトテクノロジー 監査役（現任） 平成18年10月 韓国ソフトウェア振興院（現韓国情報通信国際協力振興院）諮問委員（現任）	(注) 6	-
計						4,390,400株

- (注) 1. 取締役阿部純丈氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 就任予定の阿部純丈氏を社外取締役とした理由は以下のとおりであります。
阿部純丈氏は㈱イベリカホールディングスの代表取締役を務めるなど、実践した経営ノウハウを指導いただけるため、社外取締役としての就任を予定しております。
3. 監査役大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 就任予定の大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏について、それぞれを社外監査役とした理由は以下のとおりであります。
- (1) 大森勲氏は㈱藤田商店の最高財務責任者を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、持株会社の監査体制の強化に生かしていただけるため社外監査役としての就任を予定しております。
- (2) 水品靖芳氏はオリオン税理士法人の代表社員を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、持株会社の監査体制の強化に生かしていただけるため社外監査役としての就任を予定しております。
- (3) 大松澤清隆氏は大手IT企業において海外勤務を務めるなど、専門的見地からの知識及び経験が豊富であり、持株会社の監査体制の強化に生かしていただけるため社外監査役としての就任を予定しております。なお、同氏は会社経営の経験はありませんが、㈱コネクテクノロジーズにおける社外監査役としての実績と経験を引き続き生かしていただけるため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (4) 大森勲氏、水品靖芳氏及び大松澤清隆氏は、㈱コネクテクノロジーズの社外監査役であり、その任期は㈱コネクテクノロジーズの第11期定時株主総会の終結の時をもってそれぞれ以下のとおりとなります。
- 大森勲氏 2ヶ月
水品靖芳氏 2ヶ月
大松澤清隆氏 6年
5. 取締役の任期は、平成23年3月1日である当社の設立日より、平成24年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 監査役の任期は、平成23年3月1日である当社の設立日より、平成26年8月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
7. 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定している役名及び職名を記載しています。なお、社外監査役大森勲氏、水品靖芳氏の両名は、当社の完全子会社となる㈱コネクテクノロジーズにおいて平成22年8月31日付で㈱コネクテクノロジーズの社外監査役 長野祐三氏ならびに深堀恵三氏が辞任し、監査役の法定員数3名以上を欠くこととなったため、同社が東京地方裁判所に仮監査役選任の申立てに伴い、平成22年10月1日付で同裁判所より、仮監査役として大森勲氏、水品靖芳氏の両名を選任した旨の決定通知を受領したことから、同社の仮監査役（一時監査役職務代行者）として同日付で選任されており、平成22年11月26日に開催された同社の定時株主総会において、同社の社外監査役として両名が選任されております。
8. 所有株式数は、平成22年8月31日現在の所有株式数を基準として、平成22年10月4日付で㈱コネクテクノロジーズが関東財務局長に提出した当社株式にかかる「臨時報告書」（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により提出したもの）の内容を加味して記載しております。

(中略)

第5【経理の状況】

該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる(株)コネクテクノロジーズの経理の状況については、(株)コネクテクノロジーズの有価証券報告書(平成22年11月26日提出)をご参照ください。

(中略)

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第11期（自平成21年9月1日至平成22年8月31日）
平成22年11月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。

イ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果の開示）の規定に基づく臨時報告書を平成22年11月26日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

（省略）